

償却資産(固定資産税)申告の手引

市税につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります。

申告期限 令和8年1月31日(土)

事務処理上、1月20日(火)までの申告にご協力をお願いします。

〔 申告の際のお願い 〕

- 申告は窓口又は郵送、電子申請(eLTAX:エルタックス)での提出を受付けております。
また、申告書の記入方法など、質問のない方は各総合支所への提出も可能です。
なお、電子申請(eLTAX:エルタックス)の利用方法など詳細はeLTAXホームページをご覧ください。
- 申告書を郵送で提出される方で、控(受付印押印)の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒に住所、氏名(会社名等)を記入の上同封してください。
封筒が無い場合、切手が貼られていない場合は返送できませんので、ご了承ください。
- 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。

もくじ

- I 償却資産について
- II 償却資産の申告について
- III 申告書の作成方法
- IV 償却資産の評価と課税について

提出・問合せ先

酒田市総務部税務課償却資産係
(酒田市役所2階 税務課窓口5)

〒998-8540

山形県酒田市本町二丁目2番45号
電話 (0234) 26-5717

＜ 令和9年度申告から申告様式が変わります ＞

地方公共団体情報システム標準化により、国が定める標準仕様に準拠したシステム(標準準拠システム)への移行に取り組んでおり、当市では令和8年1月から国の標準仕様に移行します。

これまで、複写式の償却資産申告書・種類別明細書等を使用しておりましたが、申告様式の変更を予定しており、それに伴い提出書類等取り扱いが変わりますので、ご注意ください。

詳細につきましては、来年度同封予定の令和9年度申告書の手引きをご参照ください。

なお、令和8年度申告につきましては、これまで通り同封の複写式様式にて申告をお願いいたします。

I 償却資産の概要

I 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。)をいいます。(地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉)

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		対 象 と な る 例 示	
1	構 築 物	構築物	煙突、貯水池、井戸、水槽、門、塀、庭園、駐車場の舗装路面、側溝、ガス・石油タンク、給油所等の上屋（キャノピー）、広告塔（看板等） など
		建物付属設備	受変電設備、自家発電設備、駐車設備、テナント内部造作など
2	機 械 及 び 装 置	電気機械、化学機械、土木機械、建設機械、工作機械、印刷機械、その他物品の製造、加工、修理等に使用する機械装置、ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械等	
3	船 舶	漁船、貨物船、作業船、浚渫船、はしけ、ボート等	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両）、構内運搬車、貨車、リヤカー、荷車等 ※自動車税・軽自動車税（小型特殊自動車含む）の対象となるものは対象外です。	
6	工 具、器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、型、机、椅子、ロッカー、金庫、OA機器、広告看板、レジスター、陳列ケース、テレビ、クーラー、医療用機器、理美容器具、自動販売機、飲食店の什器備品等	

3 家屋附帯設備と償却資産の区分

固定資産税の取扱いでは、建物附帯設備等を家屋と償却資産とに区分して評価しています。

設備の種類	償却資産とする物の例
電気設備	受変電設備、蓄電池設備、発電機設備、中央監視制御装置、電灯照明設備のうち屋外のもの(ネオンサイン、スポットライト等)、特定の生産又は業務用の動力配線設備、電話設備、拡声装置、インターホン設備の装置及び機器類（配線を除く）
給排水設備	井戸、屋外の設備一式、独立した給水塔、特定の生産又は業務用の給排水設備
給湯設備	湯沸器、特定の生産又は業務用のボイラー
ガス設備	屋外の配管、特定の生産又は業務用のガス設備
空調設備	ルームエアコン等で家屋から構造上独立している設備
厨房設備 洗濯設備	接客の求めに応じて飲食、洗濯のサービスを提供する設備一式（旅館、飲食店、病院、社員食堂等）
その他の 特殊な設備	可動間仕切り、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン、ブラインド、避難器具、夜間金庫、独立焼却炉、自転車置き場

※家屋の所有者と異なる賃借人が貸しビル、貸店舗等に施工した内装、造作等（家屋の附帯設備：地方税法第343条第10項）については、取り付けた方の償却資産（特定附帯設備）として申告が必要な場合があります。なお、詳しくは係までお問い合わせください。

4 小型特殊車両について

小型特殊自動車に該当するフォークリフトや乗用装置のあるトラクタ、田植機などは、軽自動車税の課税対象車両です。そのため、下記の規格に該当する小型特殊自動車を所有している方は、軽自動車税の申告をして標識(ナンバープレート)の交付を受けるようお願いいたします。

軽自動車税は、公道走行の有無にかかわらず、所有していることが課税の要件とされています。

構造	大きさ			最高速度
	長さ	幅	高さ	
1 フォークリフト・ショベルローダ等 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下
2 農耕トラクタ・田植機等 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	制限なし			35km/h以下

※上記構造の車両で、大きさや最高速度がひとつでも上回れば大型特殊自動車となります。大型特殊自動車を事業用資産としてお持ちの方は、償却資産の申告の対象になります。（型式等により販売店やメーカーから大型特殊自動車の確認が取れたものも含まれます。）

5 具体例と耐用年数

構築物（資産の種類1）

構造・用途	細目	耐用年数
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房	冷暖房設備	
通風	（冷凍機の出力22kw以下）	13
ボイラー	その他のもの	15
消火災害報知	火災報知器設備	8
広告用	金属製のもの	20
	その他のもの	10
舗装道路	コンクリート敷、ブロック敷	15
舗装路面	アスファルト敷	10

工具器具及び備品（資産の種類6）

構造・用途	細目	耐用年数
ガス器具、電気機器及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列だな及び陳列ケース	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前じゆうたんその他の床用敷物	3
	小売業用、接客業用、放送用	3
	その他のもの	6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8

工具器具及び備品（資産の種類6）

構造・用途	細目	耐用年数
事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピューター （サーバー用のものを除く） その他のもの	4 5
	複写機、計算機（電子計算機を除く） タイムレコーダー他これらに類するもの その他の事務機器	5 5
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及び デジタルボタン電話設備 その他のもの	6 10
	光学機器及び写真製作機器	
	カメラ、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	5 8
	看板及び広告器具	
	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
	容器及び金庫	
	金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20
医療機器	理容又は美容機器	
	理容・美容いす、洗面設備 ドライヤー、タオル蒸器、その他のもの	5
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析又は血しょう交換用機器	7
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ その他のもの	6 8
	レントゲンその他の電子装置 移動式のもの、救急医療用のもの 及び自動血液分析器 その他のもの	4 6
	その他のもの	
	陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5

< 中古の償却資産 >

- ・耐用年数の全部を経過した資産 →法定耐用年数の20%相当の年数
 - ・耐用年数の一部を経過した資産 →耐用年数から経過年数を差引き、経過年数の20%に相当する年数を加える。
- どちらの場合も計算結果から1年未満の端数は切り捨てる。ただし、減価償却の原理上、計算結果が2年に満たない場合は耐用年数を2年とする。

Ⅱ 償却資産の申告について

Ⅰ 申告していただく方

毎年1月1日現在（賦課期日）において、個人、法人の別を問わず、酒田市内に事業（農林漁業・製造業・建設業・卸売業・小売業・金融保険業・不動産業・運輸通信業・サービス業等）の用に供することができる償却資産を所有している方。

2 申告の対象となる資産

- 1 税務会計上減価償却の対象となる資産
（赤字決算等で減価償却を行わない場合でも申告は必要です。）
- 2 償却済資産（法定耐用年数を経過し、帳簿上は残存価格分しか資産計上されていないが、事業用として現在も使用している資産）
- 3 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- 4 簿外資産、償却済資産、寄贈品のうち、事業の用に供している資産
- 5 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの。
例：中小企業者の少額減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産
- 6 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却しているもの
- 7 遊休、未稼働資産で1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- 8 福利厚生のに供するもの
- 9 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取扱います）

3 申告の対象とならない資産

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ・無形固定資産(例：特許権、実用新案権、ソフトウェア等)
- ・繰延資産(例：開業費、試験研究費等)
- ・棚卸資産(例：貯蔵品、商品等)
- ・家屋の所有者が所有する電気設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋の構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。
※上記の設備は家屋に含めて評価される設備（家屋附帯設備）であり、家屋評価に含まれているため、固定資産税における償却資産の対象とはなりません。
- ・地方税法上の「少額資産」の償却資産申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なります。

取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却	中小企業特例※	3年一括償却	一時損金算入
10万円未満	必要	必要	不要	不要
10万円以上20万円未満	必要	必要	不要	—
20万円以上30万円未満	必要	必要	—	—
30万円以上	必要	—	—	—

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が適用となるものであっても、固定資産税には適用されませんので申告の対象となります。（適用期限：令和8年3月31日まで）

4 国税（所得税・法人税）と固定資産税との主な相違点

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度:1月1日）
減価償却の方法	一般の資産は定率法・定額法の選択制度（平成19年3月31日以前に取得分は、旧定額法・旧定率法）	一般の資産は、旧定率法
前年中新規取得資産	月割償却（一定の場合は簡便償却）	半年（1/2）償却
圧縮記帳の制度	認められます	認められません（補助金等も含めた取得価格で申告）
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額の1円	取得価額の100分の5
改良費	合算評価	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価（申告）します）

5 申告方式と提出書類

申告方式	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類・様式
一般方式	令和7年1月2日以降に新規事業を開始された方	令和8年1月1日現在において所有されている全資産	・償却資産申告書(3枚複写)(緑色) ・種類別明細書(増加資産・全資産用)(緑色)
	今回初めて申告される方		
	上記以外の方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加又は減少した資産	・償却資産申告書(3枚複写)(緑色) ・種類別明細書(増加資産・全資産用)(緑色) ・種類別明細書(減少資産用)(赤色)
企業電算処理方式	企業の電算処理より申告される方	令和8年1月1日現在において所有されている全資産	・償却資産申告書(自社作成) ・種類別明細書(自社作成)(全資産用) ・種類別明細書(自社作成)(増加・減少資産用)

6 注意事項等

- 1 酒田市では、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネットによる申告を受け付けています。
- 2 所有する償却資産の多少にかかわらず、申告が必要です。
- 3 申告をした後に申告事項の誤りがありましたら、直ちに修正申告をしてください。
- 4 不申告や虚偽の申告が確認された場合、並びに申告もれの場合は、不足税額を追徴することとなっています。（地方税法第368条）また、正当な理由がなく申告しない場合、虚偽の申告を行った場合は、懲役・罰金又は過料が科されることがあります。（同法第385条及び第386条）なお、申告内容について実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。（同法第408条）

【申告書の記入例】

原則として法人の場合は本社の住所・名称を記入し、送付先がある場合は「備考欄」に記入を。
 個人の場合は、あくまで住民登録をしている住所を記入してください。

この申告書は3枚複写（1・2枚目提出用、3枚目控用）となっています

第二十六号様式

令和 8 年 1月19日		令和 8 年度	
酒田市長 矢口 明子		※ 所有者コード	
(ふりがな) 998-0044 住所 さかたしほんちよう 酒田市本町二丁目2番45号 郵便番号・区がなを忘れず 0234 (22局 5111番) 酒田市本町二丁目2番45号		個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を右詰めで記入 123456789012	
氏名 株式会社 O△商会 代表取締役 酒田太郎 (屋号) 個人の場合、又は法人で商号と異なる場合に記入してください。		事業種目 自動車整備業 具体的に記入 事業開始年月 平成 4 年 6 月 この申告に申告する者の氏名 酒田太郎 税理士等の氏名 山形太郎	
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計		取得価額 前年中に取得したもの (ア) 前年中に減少したもの (ロ) 前年中に取得したもの (ハ) 計 (ロ+ハ) (ニ) 十億 百万 千 円 十億 百万 千 円 十億 百万 千 円 十億 百万 千 円 1 1 500 000 1 134 000 2 250 000 3 750 000 2 14 830 000 1 363 000 2 363 000 16 059 000 3 2 413 600 370 000 1 184 900 3 228 500 4 18 743 600 1 504 000 5 797 900 23 037 500	
評価額 (ホ) 決定価格 (ヘ) 課税標準額 (ト) 十億 百万 千 円 十億 百万 千 円 十億 百万 千 円 1 1 500 000 1 134 000 2 250 000 3 750 000 2 14 830 000 1 363 000 2 363 000 16 059 000 3 2 413 600 370 000 1 184 900 3 228 500 4 18 743 600 1 504 000 5 797 900 23 037 500		15 市(区)町村内 酒田市中央西町2-59 16 借入資産 (有・無) 有・無 17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	
18備考(添付書類等) 決算期 (年1回) 3月 昨年中に増加・減少した資産がない場合は「増減無し」と記入。 撤退・廃業等で既に資産がない場合にはその旨記入。		19 償却資産申告書(償却資産課税台帳) 個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を右詰めで記入 123456789012	

Ⅲ 申告書等の主な記載方法について

該当するものに「○」をつける

部・課・係名もはつきりと

酒田市中央西町2-59

本市での事業開始年月を記入

リース資産がある場合のみ記入

酒田O△サービス(株)

自己所有・借家

自動車の必要はありません

企業電算処理により全資産申告をされる方以外は記入不要です。

【明細書の記入例】

令和8年度

※ 所有者コード 3 6 5 7 4 8 7 0 4 4 0 1 5 8 1 0 1 ※

種類別明細書(増加資産・全資産用)

該当する方を○で囲む

行番 号	資産の種別	資産コード	資産の名称等	数量			取得年月			取得価額			(ロ) 耐用年数	(ハ) 価額の 課税の特例			課税標準額	増加事由	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				年 号	年	月	十 倍	百 円	千 円	十 倍	百 円	千 円		率	コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
01	1		構内舗装 (アスファルト)					1	5	0	5	0	5	1	0	0	1	280	000	1	0	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10	0</

資産の種類

1 構築物

2 機械

3 船舶

4 航空機

5 車両

6 工具・備品

コードにあわせて記入

・左づめ、20字以内
・漢字、カタカナ、数字、英記号で記入
※①、α等の環境類似文字は使用できません

この欄は記入不要です

下段の「増加事由」を参照
1.新品取得 2.中古品取得 3.移動 4.その他

特例資産がある場合はその旨記入

この明細書は3枚複写(1・2枚目提出用、3枚目控用)となっています

株式会社 O Δ 商会

第二十六号様式別表二(提出用)

令和8年度

※ 所有者コード 3 6 5 7 4 8 7 0 4 4 0 1 5 8 1 0 1 ※

種類別明細書(減少資産用)

資産の種類 番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額			耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				備考	備考
				年号	年	月	千円	百円	十円			1売却	2滅失	3移動	4その他		
1		タイヤチェンジャー	1	4	2	5	0	0	0	6	1	3				1	2
2		4柱リフト	1	4	2	0	0	0	4	1	3					1	2
3		スタンダード式看板	1	4	2	8	1	0		1	3					1	2
4																1	2
5																1	2
6																1	2
7																1	2
8																1	2

別添の種類別明細書を参照のうえ記入

一部除去の場合は
除去部分の数量と価額

4柱リフト 1,350,000円の一部

【種類別明細書

(提出用) の記入例】

令和 8 年度

行政区	世帯番号	所有者コード
000999	0900098765	0800012345

種類別明細書

現在酒田市に登録されている内容です。(提出用)

種 類 別 明 細 書				所 有 者 氏 名				1枚のうち																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
行政 区				世 帯 番 号				株 式 会 社				〇△商 会				1枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
000999				09000098765				0800012345				株 式 会 社				〇△商 会				1枚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
現在酒田市に登録されている内容です。				(提 出 用)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
資 産 の 種 類				資 産 の 名 称 等				数				(イ)				耐 用 年 数				特 例 コー ド				備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
取得年月				取得価額				取得年月				取得価額				取得年月				取得価額				取得年月				取得価額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
年 号				年 月				年 号				年 月				年 号				年 月				年 号				年 月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
01	1	000000001	受電設備 屋外型受変電設備 (キューピクル)	1	H	25	2	86,000,000	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

種類別明細書の内容に訂正が必要な場合、朱書き訂正してください。
※送付された種類別明細書（提出用）の全てのページを提出する必要はありません。
訂正したページのみ提出してください。
（訂正が不要の場合、『種類別明細書（提出用）』は『種類別明細書（本人控用）』とともに保管してください。）

IV 償却資産の評価と課税について

1 償却資産の評価

申告いただいた資産1件（または1組）ごとに、次の算式により資産の評価額を計算します。

区分	前年中に取得したもの	前年より前に取得したもの
評価額	取得価額×{1-(減価率×1/2)}	前年度評価額×(1-減価率)

固定資産税（償却資産）における減価率については、次表の通りです。

【固定資産評価基準による減価率および減価残存率表（抜粋）】

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912	65	0.035	0.982	0.965

2 課税標準額および税額

酒田市内における賦課期日現在の資産の評価額が決定価格となり、通常は決定価格が課税標準となります。

償却資産のほか、土地、家屋各々の免税点以上の課税標準で合計額（1,000円未満切捨て）を算出し、次の式により固定資産税額（100円未満切捨て）を計算します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{税 額} \\ (100\text{円未満切り捨て}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (1,000\text{円未満切り捨て}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ (1.4\%) \end{array}}$$

3 免税点

償却資産の課税標準額が150万円未満の場合には、償却資産に固定資産税は課税されません。

4 非課税

地方税法第348条に定める資産については、非課税措置が講じられています。該当資産がある場合には、非課税該当資産であることを証明する資料を添付のうえ、固定資産税非課税規定適用申告書と償却資産申告書を提出してください。

5 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び本法附則第15条並びに旧法附則第64条に規定する一定の要件を備えた償却資産は固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産（償却資産）特例適用申請書」をご請求の上必要事項を記入し、特例内容にかかる資料と共にご提出ください。

適用される償却資産の例

公共の危害防止施設等（汚水又は廃液処理施設、ゴミ処理・産業廃棄物処理施設、下水道除外）、ガス事業用資産、船舶、再生可能エネルギー発電設備、先端設備等導入計画の認定を受けた事業者が取得した構築物・機械・装置等

（注）上記適用は一部です。なお、適用条件・特例率・適用期限等は法律が改正された場合に条件等が変わることもあります。詳しくはお問い合わせください。

6 固定資産税の課税免除について

酒田市内に工場等を新設又は増設したときに、一定の要件を満たしている場合は、固定資産税の全部又は一部が免除等されることがありますので、その要件や手続きについてのあらましをお知らせします。

① 過疎法による課税免除

対 象 者：過疎地域内において下記の対象業種の用に供する設備を取得等※した者

※取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含みます。

区 域：旧八幡町、旧松山町、旧平田町 の各地域

業 種：製造業、旅館業（下宿は除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等

取得価額：圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定し、事業者の資本規模に応じて、本表のとおり判定要件が変動します。

対象業種	適用設備を取得等した事業者の資本規模		
	5,000万円以下 (個人事業者を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製 造 業 旅 館 業	取得価額 合計500万円以上	新・増設分に係る取得価額 合計1,000万円以上	新・増設分に係る取得価額 合計2,000万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等		新・増設分に係る取得価額 合計500万円以上	

適用設備：機械及び装置、構築物ならびに事業用家屋

適用期間：適用設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3か年度

② 未来投資促進法による課税免除

対 象 者：同意基本計画に定められた区域において承認事業のための施設を設置した者

※ 事前に山形県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受ける必要があります

※ 事前に国による事業先進性確認（確認書の交付）を受ける必要があります

区 域：市内全域（山林、市街地、自然環境保全地域等を除く）

業 種：山形県基本計画に定める地域経済牽引事業を行う業種

取得価額：対象事業に係る資産の取得価額の合計額が1億円を超える場合
(農林水産関連業種は5,000万円を超える場合)

適用設備：構築物及び事業用家屋

適用期間：適用設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3か年度

③ 中小企業等経営強化法（地方税法附則第15条第44項）に基づく課税特例

(※令和5年3月31日までに取得した対象資産は旧法附則第64条の規定によります。)

対 象 者：資本金額1億円以下の法人又は従業員数1,000人以下の個人事業主等で先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）

※ 着工前に酒田市（商工港湾課）から「先端設備等導入計画」について認定証交付を受ける必要があります

適用設備：償却資産（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備）

適用期間：適用設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3～5か年度